

町内会・自治会活動応援補助金 制度説明会での主な質問と回答 【麻生区開催分】

	質問内容	回答内容
1	感染対策のため、自治会費の集金を中断し会費は免除としている。この補助金では対象となるのか。	町内会・自治会の公益的な事業に係る活動費を対象としているため、補助の対象とはなりません。
2	活動実績報告書の提出時期は、申請した活動の全てが終了した時点でよいのか。	申請した活動の全てが終了した後にご提出ください。
3	6種類の事業メニューの全てを申請してもよいのか。メニュー別に補助上限額は設定されているのか。	全てを申請することも可能です。メニュー毎に補助上限額を設定しているわけではなく、あくまで支出総額に上限額（700円×加入世帯数）を設定しています。
4	市内中小企業者による入札又は2社以上の見積合わせは全ての支出に適用されるのか。	100万円を越える補助金の交付決定を受けた団体が、1事業者に対して1回の支払が100万円を越える見込みがあるときに適用となります。
5	この補助制度は来年以降も続く制度なのか。	時限的な制度ではなく、町内会・自治会活動の維持・継続を支援する制度として創設したものです。
6	自動販売機で購入したお茶は対象となるのか。	自動販売機での購入は領収書等で用途を証することができないため、コンビニ等での購入をご検討ください。
7	区町連が単会から集金し一括契約している町内会・自治会活動への保険料（保険期間は7月1日から）は対象となるのか。	スポーツや行事等、町内会・自治会活動を対象とした保険は対象となります。保険料のうち対象期間分（7月～3月）を申請し加入者証のコピーを報告時に提出してください。
8	ホームページのサーバー使用料は年度当初に年間分を支払っているが月割等で対象となるのか。	月割額等で対象となり得るため、申請の際に詳細を確認します。
9	青少年指導員やスポーツ推進委員が区役所での会議出席にあたり必要な交通費を町会が補助している。これらの経費は対象となるのか。	活動の取組主体が推薦先団体にあり、町内会・自治会が自ら取り組む活動に必要な経費とは言えないため本制度では対象外となります。
10	敬老会の記念品が紅白饅頭（食べ物）の場合は対象となるか。餅つき大会のもちも対象となるのか。	対象となります。
11	会館を所有していない町会が他の集会場を有償で借用する場合の経費は対象となるのか。	用途によります。研修会の会場費は対象ですが、役員会等は団体の運営経費にあたるため対象外となります。
12	決算書を確認した上で子ども会に補助金を出している。増額したいのだが対象となるのか。	決算書の内容によりますが、対象経費が確認できれば補助対象となり得ます。
13	公園の植栽の手入れのため剪定を実施した場合、活動費は対象となるのか。	道路公園センターに相談が必要ですが、町内会・自治会活動として実施するなら対象となり得ます。
14	コピー機や机・椅子等、会館の備品購入費は対象となるのか。	団体の運営経費であり、対象外となります。
15	剪定工作具と付属のバッテリーは対象となるのか。	対象となります。

	質問内容	回答内容
16	4月まで遡及して活動費が対象となるのか。	令和3年度に限り、制度開始日である7月1日まで遡及して対象となり、4月～6月の活動費は対象外となります。
17	4町会で一つの子ども会を補助しているが、どのように申請すればよいか。	「事務の手引き」の6ページにある、複数町内会による共催事業の負担金と同じ取り扱いをします。
18	ホームページの立ち上げにあたり、パソコンやWi-Fiが必要となる場合、備品購入費は対象となるか。	ホームページの立ち上げに必要な備品であれば対象となります。
19	補助金の交付時期は新年度となるのか。	活動終了時期によりますが、年度末まで活動がある場合は、本市が報告を受けた後に審査・支払となるため、補助金の交付時期は新年度となります。
20	2か月に1回会報誌を発行しており、6月中に7月号を作成したが、その経費は対象となるか。	7月1日に開始した制度であるため、6月中に作成した7月号は対象とはなりません。
21	町会としては、年間の活動費を1度に申請し、うまく活用すれば補助金の交付を受けられると考えればよいか。	御質問のとおりです。
22	6つの補助メニューがあり、申請は年に1回限りとはどういうことなのか。	補助対象経費を6種類のメニューに分けていますが、全ての活動をまとめて1回で御申請いただきたいという意味です。
23	区の美化運動（花いっぱい推進事業）で申請した活動も対象となるのか。	対象外となります。申請時点で重複がないかを確認させていただきます。
24	敬老祝賀会の食事代には上限額があるが、記念品の額には上限はないのか。	記念品の額には特段上限を設けていません。
25	老人クラブ補助金の交付を受けている団体への活動費補助は対象外となるが、老人クラブがもちつき大会の主体である場合はどうか。	老人クラブの活動ではなく、町内会・自治会の活動としてもちつき大会を実施しているのならば、補助の対象となります。
26	防犯カメラの維持管理費は、4～6月分の経費を除外して申請するのか。	令和3年度のみ、4～6月分を除外し、9か月分の額にして申請してください。
27	加入世帯数の申告に根拠書類は必要になるのか。	住民組織調査票と同様、申告ベースとなります。4月1日時点で把握している数を正確に記載してください。
28	領収書へのただし書きの徹底は困難で、レシートのほうが詳細が記載されているのに、なぜレシートではだめなのか。	証拠書類は、原則、領収証としています。状況に応じて、やむを得ない場合のみレシートでも可としますのでご相談ください。
29	敬老祝金は対象にならないのか。	祝金は対象になりません。金券類も転売が可能なため不可です。
30	支払は完了していても領収書の発行が後日となる場合、活動実績報告書の提出が3月31日に間に合わないことも想定されるがどうすればよいか。	口座振込した際の通知書や通帳の写しなど、他に支払を証する書類があればそれをもって報告としてください。
31	総会は例年4月で、3月31日の実績報告書提出期限より後なので、公式な報告ができない。	あくまで補助金を申請した事業の実績と決算を報告していただくものであり、本補助制度の手続上、総会の議決までは求めていません。

	質問内容	回答内容
32	敬老祝賀会は、祝賀会の実施が必須で、祝品の配布のみでは対象とはならないのか。	お祝品の配布のみでも対象となります。
33	年度をまたぐ事業は申請できるのか。	年度単位で申請をしてください。
34	申請の締切が3回あるのはなぜか。	事務処理上3回の締切を設けており、1次・2次・最終のいずれの締切も違いはありませんが、できる限り2次までに御申請ください。
35	申請書はどのようにもらえばよいか。	説明会で配布しました。本市や麻生区町連のホームページでも公表しています。
36	領収書の原本は返却されるのか。	あらかじめコピーを提出いただくか、原本を提出いただいた場合は写しを取って返却します。
37	領収書はレシートでも良いのか。	証拠書類は、原則、領収証としています。状況に応じて、やむを得ない場合のみレシートでも可としますのでご相談ください。
38	今後、質問事項はどのように問い合わせればよいか。	地域振興課への電話連絡や、本日配布する質問票（FAX）をご利用ください。
39	自治会の会計年度が4～3月ではない場合、どのように申請すればよいか。	市の予算年度（4～3月）に合わせて申請をしてください。
40	管理組合の経費は補助対象になるのか。	町内会・自治会の経費のみが対象となり、管理組合の経費は補助対象にはなりません。
41	どんと焼きに参加した方に配るお昼のおにぎり代は対象になるのか。	御質問のような行事参加者の飲食代は対象外となります。
42	防災の取組を進めるために役員が集まって会議をしたいが、会場代は対象になるのか。	役員会の開催経費は団体の運営費であり対象外となります。
43	対象・対象外経費の詳細を示した資料はあるか。	手引きにまとめて記載しております。
44	なぜ、今年度は7月1日からの活動しか対象とならないのか。	本制度は7月1日が施行日であるためです。
45	防災倉庫の門扉やフェンスの修繕は対象とならないのか。	町内会館・倉庫等の維持管理費は対象外となります。
46	公園清掃を月1回行っており、報奨金を受け取っているが、公園内の樹木の剪定は対象となるのか。	報奨金を差し引いて申請することは可能ですが、公園の剪定については、まず道路公園センターにご相談してください。

	質問内容	回答内容
47	環境美化活動について、花いっぱい推進事業を申請する予定だが、重複補助とはならないのか。	花いっぱい推進事業と被らなければ補助対象となります。
48	植栽剪定を業者に委託しているが対象となるのか。	管理組合の管理業務の一環としての管理共有物の維持管理費は対象外ですが、自治会の活動として実施しているのであれば対象となります。